

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第5回 意匠』 ～すてきなデザインは意匠権で。守るは攻めるなり!～

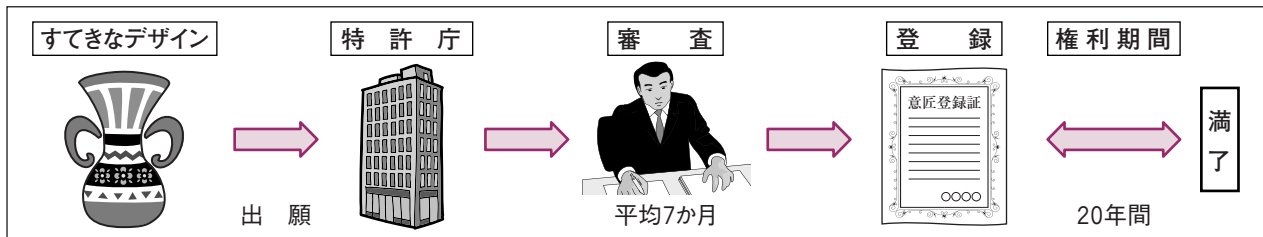
【相談内容】

当社は様々な生活用品を独自のデザインで販売しています。ある日突然、〇〇意匠保護協会なるところから、「御社の商品(デザイン)が、当協会に意匠登録のある会員会社(A社)の意匠権を侵害している」という内容の警告状が来ました。当社は意匠権のことは全く判りません。どうすればいいのでしょうか。

【お答え】

意匠権とは

新しいデザインで、その形状、模様、もしくは色彩、又はそれらの組合せに独自性があり美感を起こさせるものは意匠権で保護されます。特許庁で審査され、登録されれば権利が発生します。その期間は、登録の日から20年間(H19.3.31以前の出願は15年間)です。すなわち、そのデザインの商品について20年間も独占して実施(製造・販売など)できるわけです。もちろん他社がその権利を侵せば排除できますし損害賠償も請求できます。



今回の対応の仕方

- ① 警告状にあわてる必要はありません。まず、A社のデザインが特許庁に意匠権として登録されているか調査しましょう。特許庁が提供するIPDL(特許電子図書館)を使うと簡単に調べられます。今回は、調査の結果この意匠(デザイン)は特許庁に登録されておらず、侵害の問題はありませんでした。単に〇〇意匠保護協会に登録されているというだけで、法的根拠のないものでした。法的根拠なしに警告文を送る協会もありますので注意しましょう。
- ② ちなみに実際のデザインについても、最も目立つ部分の模様が違っており、問題ありませんでした。意匠権を侵害しているか、していないかは、デザインの全体観察によって総合的に判断されます。微妙な点もありますので、ケースに応じ弁理士、弁護士等専門家に判断をお願いしましょう。

今回の反省点

今回の問題はなんなく解決できましたが、重要な反省点があります。今回相談された企業は、意匠権の知識がなく、せっかくなすてきなデザインで商品の売上げが伸びたのに、特許庁に意匠出願をしていませんでした。デザインも大切な知的財産権。自社の財産を意匠権で守りましょう。権利が取ればマーケットを独占でき売上拡大につながります。「守るは攻めるなり!」です。なお、意匠権に係わる具体的な疑問がありましたら、下記窓口へご相談ください。

担当 知的財産活用推進員
生島 博



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター